

神戸市水道局施設における太陽光発電設備等導入可能性調査業務 実施要領（公募型プロポーザル）

1. 案件名称

神戸市水道局施設における太陽光発電設備等導入可能性調査業務

2. 業務内容に関する事項

(1) 事業目的と概要

本業務は、令和9年度以降の事業化に向けて、神戸市水道局（以下「発注者」という。）が所管する水道施設における太陽光発電設備等の導入可能性を調査し、導入候補施設、導入方式及び導入優先順位を整理することを目的とする。
詳細は、別紙1「仕様書」のとおり。

(2) 業務内容

別紙1「仕様書」のとおり。

(3) 事業規模（契約上限額）

金11,000,000円（消費税及び地方消費税相当額を含む）以内とする。

(4) 契約期間

契約締結日の翌日から2027年3月31日までとする。

(5) 費用分担

受注者が本業務を遂行するに当たり必要となる経費は、契約金額に含まれるものとする。発注者は、契約金額以外の費用を負担しないものとする。

3. 契約に関する事項

(1) 契約の方法

発注者は、神戸市水道局契約規程に基づき、委託契約を締結する。

契約内容は、発注者と契約候補者が協議のうえ、仕様書及び企画提案書に基づき決定するものとする。

なお、契約の締結に際し、応募書類の記載内容に虚偽があった場合は、発注者は契約を締結しないことができる。

(2) 委託料の支払い

委託料は、業務完了後、発注者の検査を経て、受注者からの請求に基づき支払うものとする。

(3) 契約書案

別紙 2 及び別紙 3（委託契約書頭書及び委託契約約款）を参照すること。

(4) 契約保証金に関する事項

契約保証金の額は、神戸市水道局契約規程第 20 条第 1 項の規定により、契約金額の 100 分の 3 以上の額とする。ただし、神戸市債又は国債の提供をもって契約保証金に代えることができる。

また、履行保証保険契約を締結した場合その他同規程第 21 条の規定に該当する場合は、契約保証金の納付を免除する。

(5) その他契約に関する事項

契約締結後、当該契約の履行期間中に、受注者が神戸市契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱に基づく除外措置を受けたときは、発注者は契約を解除できる。

4. 応募資格、必要な資格・許認可等

本プロポーザルに参加しようとする者は、次に掲げる条件の全てに該当すること。

- (1) 当該委託業務の実施に必要な組織、人員、設備、技術、能力等を有していること。
- (2) 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (3) 代表者及び役員に、破産者及び禁錮以上の刑に処されている者がいる事業者でないこと。
- (4) 国税（法人税又は所得税及び消費税（地方消費税を含む））及び神戸市税（市民税、固定資産税、都市計画税、軽自動車税、特別土地保有税、事業所税、入湯税及び市たばこ税）を含む地方税に未納の税額がないこと。
- (5) 経営状態が窮境にある者でないこと。ただし、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始決定を受けている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生計画認可決定を受けている者を除く。
- (6) 参加申請関係書類の提出期間の最終日から契約候補者の選定までの間に、神戸市指名停止基準要綱に基づく指名停止を受けていないこと。
- (7) 神戸市契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱に基づく除外措置を受けていないこと。
- (8) 共同企業体で応募する場合は、代表者及び構成員が、前各号の要件を全て満たすこと。
なお、発注者との連絡調整は代表者が行い、委託契約に係る事務処理についても代表者の名義で行うこと。
- (9) 共同企業体の構成員は、単独での応募又は他の共同企業体の構成員として、重複して

応募してはならない。

5. スケジュール

公募開始	2026 年 7 月 24 日（金）14 時以降
質問書の受付期限	2026 年 7 月 31 日（金）17 時まで
質問に対する回答	2026 年 8 月 4 日（火）（予定）
参加申請関係書類・秘密保持誓約書の提出期限	2026 年 8 月 6 日（木）17 時まで
参加資格決定通知	2026 年 8 月 10 日（月）（予定）
企画提案書の提出期限	2026 年 9 月 10 日（木）17 時まで
提案内容に関するプレゼンテーション	2026 年 9 月中旬（予定）
選定結果通知・公表	2026 年 9 月中旬（予定）
契約締結・事業開始	2026 年 9 月下旬（予定）

6. 応募手続き等に関する事項

(1) 提出先及び提出方法（共通）

（ア） 本実施要領に定める各提出書類の提出先は、次のとおりとする。

神戸市水道局浄水統括事務所設備課 設備計画担当
電子メール：jyousuikanri_densan@city.kobe.lg.jp

（イ） 提出方法は、電子メールによるものとする。

（ウ） 電子メールの件名は、提出書類の種別に応じ、次のとおりとすること。

① 参加申請関係書類

「神戸市水道局施設における太陽光発電設備等導入可能性調査業務委託：参加申込（事業者名）」

② 秘密保持誓約書

「神戸市水道局施設における太陽光発電設備等導入可能性調査業務委託：秘密保持誓約（事業者名）」

③ 質問書

「神戸市水道局施設における太陽光発電設備等導入可能性調査業務委託：質問書（事業者名）」

④ 企画提案書、提案書記載項目対応表及び見積書

「神戸市水道局施設における太陽光発電設備等導入可能性調査業務委託：提案書・見積書（事業者名）」

(エ) 電子メールで送付するファイル容量は、1回の送付につき合計 10MB 以内とすること。

(オ) ファイル容量が合計 10MB を超えることが見込まれる場合は、送付前に提出先へ問い合わせること。

(カ) 送付後、問い合わせ先に記載の電話番号へ受信確認の連絡を行うこと。

(2) 参加申請手続き及び参加資格決定通知

(ア) 受付期間は、2026 年 8 月 4 日（火）から 2026 年 8 月 6 日（木）17 時までとする。

(イ) 参加者は、次に掲げる書類を提出すること。

① 参加申込兼資格確認申請書（様式第 1 号）

② 委任状（様式第 3 号）（代表者以外の者が申請する場合のみ）

③ 法人登記簿謄本又は履歴事項全部証明書（提出日から起算して 3 か月以内に発行されたもの）【写し可】

④ 法人税、消費税及び地方消費税、都道府県税並びに区市町村税の各納税証明書（提出日から起算して 3 か月以内に発行されたもの。直近 1 年分）【写し可】

※滞納がないことを証明する納税証明書によること。

※当該区市町村において上記様式等がない場合は、各区市町村税の納付を証する証明書により提出すること。

⑤ 印鑑証明書【写し可】

⑥ 神戸市契約等からの暴力団関係者排除に係る誓約書（様式第 4 号）

⑦ 会社概要・団体概要（任意様式）

⑧ 共同企業体結成届出書（共同企業体で応募する場合のみ）（様式第 5 号）

※共同企業体で参加表明を行う場合は、全ての構成員について、上記③～⑥の書類を提出すること。

(ウ) 参加資格の審査及び通知

- ・ 発注者は、提出された参加申請関係書類に基づき、参加資格の有無を審査する。
- ・ 発注者は、参加資格の審査結果を、2026 年 8 月 10 日（月）（予定）に参加者へ電子メールにより通知する。
- ・ 参加資格を有すると認められた者は、企画提案書、提案書記載項目対応表及び見積書を提出することができる。
- ・ 参加資格を有しないと認められた者は、本プロポーザルに係る企画提案書、提案書記載項目対応表及び見積書を提出することができない。

(3) 守秘義務対象資料の提供と誓約書の提出

発注者は、秘密保持誓約書を提出した者に対して、守秘義務対象資料を提供する。

(ア) 受付期間は、2026 年 7 月 24 日（金）から 2026 年 8 月 6 日（木）17 時までとする。

(イ) 提出書類

① 秘密保持誓約書（様式第 2 号）

(4) 質問の受付

(ア) 受付期間は、2026 年 7 月 24 日（金）から 2026 年 7 月 31 日（金）17 時までとする。

(イ) 提出書類

① 質問書（様式第 6 号）

(ウ) 回答方法

- ・ 発注者は、質問受付後、事業者が特定できる情報を除いた質問の要旨及び発注者の回答を、全ての質問者に対し、2026 年 8 月 4 日（火）（予定）に電子メールにより回答する。
- ・ 質問した事業者名は公表しないものとする。
- ・ 発注者の回答は、本実施要領等を補足する効力を有するものとする。
- ・ 参加資格等に関する質問及び回答については、原則として公表しない。
- ・ 質問受付の締切後は、仕様書の内容その他本プロポーザルに影響を与える質問には回答しないものとする。

7. 企画提案書・提案書記載項目対応表・見積書の提出

(1) 受付期間

2026 年 8 月 12 日（水）から 2026 年 9 月 10 日（木）17 時まで

(2) 提出書類

- ① 企画提案書（任意様式）
- ② 提案書記載項目対応表（様式第 7 号）
- ③ 見積書（任意様式）

(3) 企画提案書に関する事項

(ア) 企画提案書は、A4 判（縦横自由）で作成し、PDF データに変換すること。

(イ) 表紙及び目次を付し、表紙及び目次を除く各ページには一連のページ番号を記載すること。

(ウ) 企画提案書は、20 ページ以内とすること。ただし、表紙及び目次はページ数に含

めないものとする。

(エ) 企画提案書には、少なくとも次に掲げる事項を記載すること。

- 本業務に対する基本方針
- 令和 9 年度以降の事業化を見据えた業務理解
- 一次評価、詳細検討、導入計画案作成の進め方
- 多数施設から詳細検討対象施設を絞り込む方法
- 水道施設特有の制約への対応方針
- 発電量、自家消費率、余剰電力量、概算事業費及び事業採算性の評価方法
- 自己所有、オンサイト PPA、オフサイト PPA、リース、自己託送等の比較方法
- 蓄電池、補助制度、新技術、既設設備更新に関する検討方針
- 環境価値活用、レジリエンス向上、PR 性等に関する自由提案
- 業務実施体制、役割分担、責任者及び類似業務実績
- 業務工程及び中間成果の提出時期
- 成果物の構成及び活用方法

(オ) 仕様書では、本業務を一次評価、詳細検討及び導入計画案作成の 3 段階により実施することが示されているため、提案者はこの段階構成を踏まえて提案すること。

(カ) 仕様書に示す発注者の要求事項を上回る内容を提案する場合は、そのポイントが明確に分かるように記載すること。

(キ) 発注者の要求事項と相違する内容を提案する場合は、理由を付したうえで、その相違点が明確に分かるように記載すること。

(4) 見積書に関する事項

(ア) 見積書は、A4 判（縦横自由）で作成し、PDF データに変換すること。

(イ) 見積書には、本業務に係る経費の全てを含めて見積もること。
また、項目ごとの金額内訳を確認できるようにすること。

(ウ) 本業務の履行のために使用する機材、資料作成、現地調査、打合せ、報告書作成
その他本業務の実施に必要な経費は、全て見積金額に含めること。

(エ) 見積書に記載する金額は、課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額の 110 分の 100 に相当する金額、すなわち消費税及び地方消費税相当額を除いた金額とすること。

(オ) 契約金額は、見積書記載金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した額とする。ただし、当該金額に 1 円未満の端数がある場合は、その端数を切り捨

てるものとする。

- (カ) 契約金額は、契約上限額である 11,000,000 円（消費税及び地方消費税相当額を含む）を超えてはならない。

8. 提案に要する費用及び提出書類の取扱い

- (1) 企画提案書、見積書その他提出書類の作成及び提出に要する費用は、提案者の負担とする。
- (2) 全ての提出書類は返却しないものとする。
- (3) 提出された企画提案書は、審査及び契約候補者選定以外の目的には使用しないものとする。ただし、神戸市情報公開条例に基づく公開を行う場合は、この限りでない。
- (4) 期限後の提出、差替え及び再提出は認めないものとする。
- (5) 提案書及び見積書に係る文書に使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限るものとする。

9. 提案の無効

次のいずれかに該当する提案は、無効とする。

- (1) 企画提案書、見積書その他提出書類が所定の日時を過ぎて到着した場合
- (2) 見積書の金額その他主要な事項の記載が確認し難い場合
- (3) 見積書に記名がない場合
- (4) 一の提案に対して 2 通以上の見積書を提出した場合
- (5) 代理人による提出の場合において、委任状を提出しない場合
- (6) 参加者又はその代理人が複数の提案をした場合。他者と共同した場合を含む。
- (7) 参加資格を有しない者が提案した場合
- (8) 前各号に掲げるもののほか、本実施要領に定める事項に違反した場合

10. 選定に関する事項

- (1) 評価基準

審査は、別紙 4「提案評価・採点表」に基づき、総合的に公平かつ客観的に行うものとする。

評価は、価格だけでなく、事業化につながる提案内容及び水道施設への理解を重視して行うものとする。

(2) 選定方法

- (ア) 本企画提案の審査は、神戸市水道局施設における太陽光発電設備等導入可能性調査業務選定委員会（以下「選定委員会」という。）が行う。
- (イ) 発注者は、選定委員会の意見を踏まえて契約候補者を選定する。
- (ウ) 選定委員は、評価基準に沿って企画提案書、提案内容プレゼンテーション及び見積書を審査する。
- (エ) 提案者が5者を超える場合は、事前に書類審査を実施することがある。この場合、選定委員の評価点の合計が上位5者の提案者を、提案内容プレゼンテーションの対象とする。
- (オ) 価格点は、次の算式により算出する。
$$\text{価格点} = 5 \text{ 点} \times (\text{最低見積額} \div \text{見積額})$$
- (カ) 価格点に小数が生じた場合は、小数第1位を四捨五入するものとする。ただし、税込換算後の見積金額が契約上限額を超過している場合は、失格とする。
- (キ) 評価点及び価格点の合計点が最も高い提案者を契約候補者とする。
- (ク) 合計点が満点の5割に達しない場合は、契約候補者として選定しないものとする。応募者が1者であっても同様とする。
- (ケ) 審査の結果、合計点が最も高い提案者が複数いる場合は、その複数の提案者のうち、別紙4「提案評価・採点表」に記載の1～6の評価項目の合計点が最も高い者を契約候補者とする。
- (コ) 前項の合計点も同点の場合は、評価項目のうち「技術・事業化検討に対する評価」の合計点数が最も高い者を契約候補者とする。
- (サ) それも同点の場合は、選定委員会において、本業務の目的、提案内容の実現性、令和9年度以降の事業化への有効性、水道施設特有の制約への対応力及び履行の確実性を総合的に審査し、契約候補者を選定するものとする。
- (シ) 契約候補者が辞退した場合又は参加資格を喪失した場合は、次点の提案者を契約候補者としてすることができる。

11. 提案内容プレゼンテーション

- (1) 提案書の内容を補足するため、提案内容プレゼンテーション（以下「プレゼン」という。）を実施する。
- (2) プレゼンは非公開とし、発注者及び選定委員が参加する。
- (3) プレゼンの日時及び場所は、企画提案書の提出期限後に、発注者から提案者へ通知す

る。

- (4) プレゼンは、提案書の記載内容の補足及び選定委員からの質問に対する回答を行うものであり、既提出の提案書に新たな要素を追加し、又は修正してはならない。
- (5) 提案者からの質問は認めないものとする。
- (6) プレゼン時間は、1 提案 25 分程度とし、この時間には質疑応答時間 15 分を含むものとする。

12. 失格事由

次のいずれかに該当した場合は、選定対象から除外する。

- (1) 選定委員に対して、直接又は間接を問わず、故意に接触を求めること。
- (2) 他の参加者と、企画提案の内容又はその意思について相談を行うこと。
- (3) 事業者選定終了までの間に、他の参加者に対して企画提案の内容を意図的に開示すること。
- (4) 提出書類に虚偽の記載を行うこと。
- (5) 企画提案書、見積書その他応募書類が提出期限を過ぎて到着すること。
- (6) 税込換算後の見積金額が契約上限額を超過すること。
- (7) その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行うこと。

13. 選定結果及び公表

- (1) 発注者は、評価結果及び選定結果を決定後速やかに、全ての参加者に電子メールにより通知する。
また、発注者は、選定結果を神戸市ホームページに掲載する。
- (2) 神戸市ホームページには、選定した事業者名及び総得点並びに他の応募者の総得点を掲載するものとする。

14. 苦情の申立て

- (1) 本業務の応募手続における参加資格の確認、参加失格、審査その他の手続に関し、神戸市水道局契約規程又は本実施要領の規定に反する形で調達手続が行われたと判断する者は、苦情を申し立てることができる。
- (2) 苦情の申立ては、苦情の原因となった事実を知り、又は合理的に知り得た日から 10 日以内に、書面により行うものとする。ただし、期限の末日が神戸市の休日に当たる

場合は、その翌開庁日を期限とする。

- (3) 苦情申立書には、申立者の名称、苦情の対象となる手続、苦情の原因となった事実及び申立ての理由を記載するものとする。
- (4) 苦情申立書の提出先は、本実施要領に定める問い合わせ先とする。
- (5) 発注者は、苦情の申立てがあった場合は、その内容を確認し、必要があると認めるときは、申立者に対して書面又は電子メールにより回答を行うものとする。

15. 応募辞退

参加申込兼資格確認申請書の提出後、やむを得ない事情により応募を辞退する場合は、応募辞退届（様式第7号）を提出すること。

なお、応募辞退届の提出後は、いかなる理由があっても本業務への再応募は認めないものとする。

16. 問い合わせ先

〒652-0004

神戸市兵庫区楠谷町 37 番 1 号

神戸市水道局 浄水統括事務所設備課 設備計画担当

電話：078-361-8351

受付時間：平日 9 時 00 分から 17 時 00 分まで。

ただし、12 時 00 分から 13 時 00 分までを除く。

電子メール：jyousuikanri_densan@city.kobe.lg.jp